

掛川市選挙管理委員会告示第3号

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

掛川市選挙管理委員会

委員長 水野雅文

様式第1号（その1）中「㊟」を削り、備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第1号（その2）中「㊟」を削り、

「（注）この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。」

を

「備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。」

に改める。

様式第1号（その3）中「㊟」を削り、

「備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。」

を

「備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

に改める。

様式第2号（その1）中「㊟」を削り、備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号（その2）中「㊟」を削り、備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号（その3）中「㊟」を削り、備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第4号（その1）から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。